

## 第12編 大規模な火事災害対策編

大規模な火事による多数の死傷者等の発生といった大規模な火事災害に対する対策について、必要な事項を定めます。

なお、大規模な火事災害対策の実施に当たり、本編で定める事項のほか、必要に応じて、第2編 風水害対策編で定める事項を準用します。

### 第1章 災害予防

#### 第1節 安全確保

##### 1 計画的な土地利用と市街地整備の推進

- (1) 県は、県土の安全性を高めるため、神奈川県土地利用基本計画等に基づき、防災に配慮した、総合的かつ計画的な土地利用を推進します。 [政策局、県土整備局]
- (2) 県及び市町村は、火事による被害を防止・軽減するため、土地利用の規制・誘導、避難地、避難路の整備、建築物の不燃化等の施策を総合的に推進します。 [県土整備局]
- (3) 県及び市町村は、防火地域・準防火地域の指定、市街地再開発事業、土地区画整理事業、住環境整備事業、地区計画制度の活用等により、安全で快適な市街地の形成を促進します。 [県土整備局]
- (4) 県及び市町村は、大規模な火事災害の発生時に延焼を防ぐ延焼遮断帯としての緑地、広幅員道路などのオープンスペースの確保を図るとともに、効果的な規模・配置の公園やコミュニティ防災拠点の整備を図ります。 [環境農政局、県土整備局]

##### 2 火災に対する建築物の安全化

###### (1) 消防用設備等の整備、維持管理

県、市町村及び事業者等は、多数の人が出入りする事業所の高層建築物等について、法令に適合したスプリンクラー設備等の消防用設備等の設置を促進するとともに、当該建築物に設置された消防用設備等については、災害時にその機能を有効に発揮することができるよう定期的に点検を行うなど適正な維持管理を行います。 [くらし安全防災局ほか関係局]

###### (2) 建築物の防火管理体制

市町村及び事業者等は、多数の人が出入りする事業所の高層建築物等について、消防法の規定により防火管理者又は防災管理者を適正に選任するとともに、防火管理者又は防災管理者が当該建築物についての消防計画の作成、当該消防計画に基づく消火、通報及び避難訓練の実施等防火管理上必要な業務を適正に行うなど、防火管理体制の充実を図ります。

また、消防法で規定する自衛消防隊に初期消火、消防機関への通報、避難誘導が適切に行えるよう訓練を実施します。

#### 資 料

風水害編 12-1-1 防火地域、準防火地域内の建築規制

## 第2節 災害応急対策への備え

### 1 災害情報の収集・伝達体制の充実

- (1) 県は、市町村及び事業者との情報の収集・連絡体制の整備を図ります。  
[くらし安全防災局]
- (2) 県警察は、県、消防機関、高層建築物等の管理者等の関係機関との間における情報収集・連絡体制の整備を図ります。  
[警察本部]
- (3) 県は、災害時の情報収集、伝達方法を確立するため、現状のシステムにおける課題や通信システムに関する技術動向を踏まえ、災害情報受伝達体制の一層の充実に向けた検討を進めます。  
[政策局、くらし安全防災局]
- (4) 県、市町村及び防災関係機関は、発災時の円滑な情報の受伝達を図るために、災害情報受伝達に関するシステムや資機材を適切に管理するとともに、これらの運用に関する職員研修や実践的な訓練を継続的に実施するなど、機器操作の習熟に努めます。  
[関係局]

### 2 救助・救急、消火及び医療救護活動

- (1) 救助・救急活動  
市町村は、救急車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努めます。
- (2) 消火活動  
ア 市町村は、消防組織の強化に努め、平常時から消防本部、消防団及び自主防災組織等の連携強化を図ります。  
イ 市町村は、「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」に適合するよう整備計画を立て、消防施設等の整備に努め、その強化を図ります。
- (3) 医療救護活動  
ア 県及び市町村は、関係機関と調整のうえ、神奈川県医療救護計画に基づき医療救護活動体制の確立に努めます。  
[健康医療局]  
イ 市町村は、救護活動に必要な医薬品等の備蓄に努めます。  
ウ 県は、市町村の備蓄医薬品では不足する場合に備え、供給体制の確立に努めます。  
[健康医療局]

### 3 避難誘導

- (1) 市町村は、指定緊急避難場所・避難路をあらかじめ指定し、日頃から県民への周知徹底に努めます。
- (2) 市町村は、避難行動要支援者の避難誘導、搬送について、自主防災組織、近隣居住者等の協力を得て、迅速かつ安全に行えるよう努めます。

### 4 建築同意制度の活用

- 市町村は、消防法の規定による建築同意制度を効果的に運用し、建築面からの火災予防の徹底を図ります。

## 第3節 防災知識の普及

### 1 一般家庭に対する指導

- (1) 県及び市町村は、一般家庭に対する火災防止に関する知識の普及に努めます。  
[くらし安全防災局]
- (2) 市町村は、広報活動及び各種会合等において消火方法等の実地指導を行い、火災の防止及び初期消火の徹底を図ります。
- (3) 県及び市町村は自主防災組織の指導者等に対し、消火に必要な技術を教育します。  
[くらし安全防災局]

### 2 防火管理者等の指導・教育

- (1) 市町村は、学校・病院・工場等消防法に規定する防火対象物には、必ず防火管理者を選任するよう指導します。また、消防法に規定する大規模建築物等には、自衛消防隊を設置し、防災管理者を必ず選任するよう指導します。
- (2) 市町村は、防火管理者又は防災管理者に対し、消防計画の作成、防火訓練の実施、消防設備等の整備・点検及び火気の使用等について十分指導します。また、消防法で規定する自衛消防隊に初期消火、消防機関への通報、避難誘導の指導を行います。
- (3) 県は、消防設備士等講習において、消防用設備等に関する技術の進歩に伴い、これに対応する資質の向上を図る教育を実施します。  
[くらし安全防災局]

### 3 予防査察等による指導

- (1) 市町村は、不特定多数の者を収容する施設を対象として予防査察時に防火安全対策について、適切な指導をします。
- (2) 市町村は防火対象物の状況を把握し、火災の発生のおそれのある物件等の発見に努め、関係者に対し、万全を期すよう指導します。

## 第4節 災害の拡大防止と二次災害の防止活動

### 1 災害の拡大防止

市町村は、災害発生中にその拡大を防止することが可能な災害については、その拡大を防止するため、必要な対策を講じるものとします。

### 2 二次災害の防止活動

市町村は、専門技術者等を活用して二次災害の危険性を見極めつつ、必要に応じ、住民の避難、応急対策を行うものとします。

## 第2章 災害時の応急活動計画

### 第1節 発災直後の情報の収集・連絡

#### 1 大規模な火事発生による被害の情報の収集・連絡

- (1) 市町村は、火災の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ報告します。
- (2) 県警察は、火事災害が発生した場合、直ちに警察官を現場に急行させ、被害状況や被害拡大性の有無について確認を行います。また、必要に応じて、ヘリコプターテレビ等による映像情報を収集し、災害対策本部室に配信します。
- (3) 県は、横浜市及び川崎市のヘリコプターテレビや両市の高所監視カメラ等の映像情報の提供を受け、被害情報を把握します。
- (4) 県は、市町村等から情報を収集するとともに、映像情報等による被害規模に関する概括的な情報を把握し、これらの情報を消防庁に報告するとともに、必要に応じ、関係省庁に連絡します。

#### 2 応急対策活動情報の連絡

- (1) 市町村は、県に応急対策等の活動状況を報告し、応援の必要性等を連絡します。
- (2) 県は、自ら実施する応急対策の活動状況を市町村に連絡します。
- (3) 県は、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を消防庁へ随時連絡します。

### 第2節 活動体制の確立

#### 1 県の活動体制

##### (1) 職員の配備体制

県は、災害の状況に応じて速やかに警戒体制に入り、被害情報等の収集活動を行い、その情報により災害応急活動を検討し、必要な措置を講じます。

また、災害が拡大するおそれがあるときには、第1次応急体制等へ体制を拡大させます。

##### (2) 事故対策本部の設置

県は、被害の規模から判断して、災害対策本部の設置に至らないが、応急対策が必要と認めるときは、事故対策本部を設置して、災害応急対策を円滑に行う体制をとります。

##### (3) 災害対策本部の設置

ア 知事は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害応急対策を実施するため必要と認めるときは、災害対策基本法第23条の規定に基づき、災害対策本部を県庁第二分庁舎6階の災害対策本部室に設置します。

なお、知事は、災害の拡大のおそれが解消し、災害応急対策が概ね完了したと認めるときは、災害対策本部を廃止します。

イ 知事は、災害対策本部を設置した場合は、速やかに、内閣総理大臣（消防庁経由）及び消防庁長官に報告をするとともに、次に掲げる者のうち必要と認める者に連絡します。

(ア) 市町村長

(イ) 指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関の長又は代表者

(ウ) 陸上自衛隊東部方面混成団長、海上自衛隊横須賀地方總監及び海上自衛隊第4航空群司令

(エ) 国土交通大臣

(オ) 隣接都県知事等

**(4) 現地災害対策本部等の設置**

災害対策本部長は、地域における災害応急対策を円滑に実施するため、必要と認める地域県政総合センターに、災害対策本部の組織として、現地災害対策本部を設置します。

なお、災害対策本部設置に至らない局地的災害で、応急対策上必要と認めるときは、地域県政総合センターに現地対策本部を設置します。

**(5) 災害対策本部を設置した場合の参集・配備**

災害対策本部を設置した場合には、災害対策本部長は、直ちに各局長、地域県政総合センター所長等に通知し、各局長等は、配備編成計画に基づき、職員を配備します。勤務時間外、休日等に災害対策本部を設置した場合には、各局長等は、あらかじめ定める連絡体制により職員を参集・配備させます。

また、現地災害対策本部を設置した場合には、地域県政総合センター所長に通知します。現地災害対策本部長は、同様に関係職員を参集・配備させます。

**(6) 国の非常（緊急）災害対策本部への連絡及び協力体制**

ア 災害対策本部は、大規模な被害発生を確認し、緊急性、必要性が高いと認められるときは、中央防災無線により内閣総理大臣官邸及び非常（緊急）災害対策本部等に連絡します。

イ 国の非常（緊急）災害対策本部の現地対策本部が設置された場合には、県は、国の現地対策本部と連絡調整を図りつつ、災害対策について支援、協力等を求めます。

**2 県警察の活動体制**

県警察は、大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、直ちに警察本部に神奈川県警察災害警備本部を設置するとともに、必要により、発生地に現地指揮所を、関係警察署に警察署災害警備本部を設置するなど指揮体制を確立し、関係機関と連携して応急対策を行います。

**3 市町村の活動体制**

(1) 市町村は、災害の状況に応じて速やかに事前配備体制に入り、被害情報等の収集活動を行い、その情報により災害応急対策を検討し、必要な措置を講じます。

(2) 市町村長は、大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害応急対策を実施するため必要と認めるときは、災害対策基本法第23条の2に基づき、市町村災害対策本部を設置します。

(3) 市町村は、県に災害対策本部の設置状況等を報告します。

**4 広域的な応援体制**

(1) 市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは災害応急対策を実施しますが、その被害状況によって、災害応急対策を実施するために必要があると認めるときには、他市町村長に対し応援要請を行い、若しくは知事に対し、応援要請又は災害応急対策の実施を要請します。

(2) 知事は、特に必要があると認めるときは、被災市町村長に対し応急措置について必要な指示をし、又は他の市町村長に対し被災市町村を応援するよう指示します。

(3) 知事は、市町村長の要請又は自らの判断により、次のとおり各機関の長に対し、広域応援の要請を行います。

ア 県公安委員会に対する警察庁又は他都道府県警察への援助要求の要請

イ 消防庁長官への要請（他都道府県消防機関所有のヘリコプターの派遣要請、緊急消防援助隊の派遣要請等）

ウ 相互に応援協定を締結している九都県市首脳会議や関東地方知事会及び全国知事会を構成する都道府県に対する応援要請

## 5 自衛隊の災害派遣

(1) 知事は、火事の規模や収集した被害情報を基に自衛隊の派遣について判断し、その必要を認めた場合には直ちに派遣を要請します。

(2) 市町村長は、知事への自衛隊派遣要請の要求が連絡不能で要求できない場合には、直接防衛大臣、地域担任部隊等の長に被害の状況などを通知します。

この通知を受けた防衛大臣、地域担任部隊等の長は、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合には、自主派遣をします。

なお、市町村長は、この通知をしたときは、速やかに、その旨を知事に通知します。

## 第3節 救助・救急、消火及び医療救護活動

### 1 救助・救急活動

市町村及び県警察は、救出救助活動を行うほか、被災者の早急な把握に努めます。

### 2 消火活動

(1) 市町村及び自衛消防組織等は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行います。

(2) 市町村は、必要に応じて消防相互応援協定等に基づき、他の市町村に消火活動の応援要請を行います。

(3) 被災地以外の市町村は、被災市町村からの要請又は消防相互応援協定に基づき、消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努めます。

### 3 医療救護活動

県、医師会及び歯科医師会は、市町村の要請に基づき、救護班等を現地に派遣し、負傷者の応急処置を行います。

また、県及び日本赤十字社神奈川県支部は、必要に応じてその他の救援救助対策を実施します。

## 第4節 避難対策

1 発災時には、市町村は、人命の安全を第一に、必要に応じて避難勧告等を行います。

2 県警察は、大規模な火災が発生した場合においては、消防機関と連携し迅速に立入禁止区域を設定するとともに、地域住民等に対する避難誘導を実施します。

## 第5節 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動

1 県警察は、危険防止及び応急対策のため、必要に応じて交通規制を実施します。

2 県は、車両、船舶、ヘリコプター等による輸送手段を状況に応じて確保します。

## 第6節 災害広報の実施

県、市町村及び関係機関は、連携して適切かつ迅速な広報活動を実施します。